ロ　その設定に係る受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託（右記イに該当するものを含む。）の信託財産として取得されるものであること。

(2)　非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限る。）の償還差益（償還価額と取得価額との差額をいう。以下同じ。）について所得税及び法人税を非課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還差益について法人税を非課税とする。

(3)　特例の適用手続について、次の措置を講ずる。

イ　適格外国仲介業者の承認制度について、特定振替機関ごとに国税庁長官の承認を受けるものとし、承認の取消事由について所要の規定の整備を行う。

ロ　非課税適用申告書について、特定振替機関等又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提出するものとする。

ハ　非課税区分口座の創設

(イ)　非居住者又は外国法人が、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座において振替記載等を受けている振替国債等の利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が当該振替国債等の利子の額等一定の事項を記載した書類を源泉徴収義務者に提出したときは、所有期間明細書の提出をしたものとみなす。

(ロ)　適格外国仲介業者は、非課税区分口座の設定をする際、その設定を受けようとする者に関する事項を国税庁長官の承認を受けた適格口座管理機関に通知し、当該非課税区分口座において振替記載等を受けている振替国債等の利子について、その受領者に関する事項を当該適格口座管理機関に通知するものとする。

(ハ)　適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座において振替記載等を受けた振替国債等について、当該適格外国仲介業者による振替帳簿の記載事項の通知及び特定振替機関等による各人別帳簿の作成を不要とする。

(ニ)　特定振替機関等は、右記(イ)の場合には、利子の受領者に関する事項について振替国債等の利子の支払調書を提出するものとする。

(ニ)　振替社債等の利子等の非課税制度を次のとおり創設することとした。（第五条の三、第四一条の一三及び第六七条の一七関係）

(1)　非居住者又は外国法人が平成二五年三月三一日までに発行される特定振替社債等（利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等に関する一定の指標を基礎として算定されるものを除く。）につき支払を受ける利子及び償還差益並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税を非課税とする。

(2)　右記(1)の措置は、特定振替社債等の発行者の特殊関係者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しない。

(3)　非課税措置の適用手続等について、所要の措置を講ずる。

(三)　民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を撤廃することとした。（第六条、第四一条の一三、第六七条の一七及び附則第四八条関係）

(1)　指定民間国外債制度について、二年間の経過措置を講じた上、廃止する。

(2)　非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとする。

イ　その利子の額が民間国外債の発行者等に関する一定の指標を基礎として算定される当該民間国外債

ロ　民間国外債の発行者の特殊関係者が有する当該民間国外債

(3)　国内金融機関等が支払を受ける右記(2)イ又はロに該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除する。

(4)　特定民間国外債制度における特殊関係者に関する利子受領者情報等について、所要の措置を講ずる。

(四)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の措置を講ずることとした。（第四〇条の四～第四〇条の九、第六六条の六～第六六条の八、第六六条の九の二～第六六条の九の四、第六八条の九〇～第六八条の九二及び第六八条の九三の二～第六八条の九三の四関係）

(1)　本特例の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を一〇パーセント以上（改正前五パーセント以上）に引き上げる。

(2)　本特例の適用除外とならない株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等から、被統括会社（特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合の当該他の外国法人をいう。）の株式等の保有を行う一定の統括会社を除外する。

(3)　特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の一〇パーセント相当額を控除する措置を廃止する。

(4)　特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる金額（以下「部分適用対象金額」という。）を有する場合には、当該部分適用対象金額のうち内国法人等の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する金額（以下「部分課税対象金額」という。）は、内国法人等の収益の額とみなして各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。ただし、特定外国子会社等の部分適用対象金額に係る収入金額が一、〇〇〇万円以下である場合又は決算に基づく所得の金額に税額に関する調整を加えた金額のうちに部分適用対象金額の占める割合が五パーセント以下である場合には、本措置は適用しない。

イ　株式保有割合一〇パーセント未満の株式等に係る剰余金の配当等の額から直接要した費用の額等を控除した残額

ロ　債券の利子の額から直接要した費用の額等を控除した残額、債券の償還金額がその取得価額を超える場合におけるその差益の額から直接要した費用の額等を控除した残額並びに債券の譲渡による対価の額から当該債券の取得価額及び直接要した費用の額を控除した残額

ハ　特許権等の使用料（特定外国子会社等が自ら開発した特許権等に係る使用料等を除く。）から直接要した費用の額を控除した残額

ニ　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額から直接要した費用の額を控除した残額

(5)　内国法人等が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける場合には、その剰余金の配当等の額のうち、内国法人等の剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しない。

イ　外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額のうち、内国法人等の有する当該外国法人の直接保有の株式等に対応する金額

ロ　他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額のうち、内国法人等の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等に対応する金額

(6)　特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。